様式第４号（第６条関係）

入谷・鹿浜地区デマンドタクシー子育て世代割引券交付申請書

　　　　年　　月　　日

（宛先）　足立区長

　入谷・鹿浜地区デマンドタクシー事業実施要綱第６条の規定により、注意事項に同意し、次のとおり申請します。また、子育て世代事由に該当するため、必要書類を添えて申請します。

申請者または代理人

住　　所　足立区

氏名かな　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　－　　　　　－

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者登録番号

●　以下の表の太枠内に記入ください。

●　中学生以下の子の情報は１名分記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 中学生以下の子の情報 | ①氏名かな |  | 事務局使用欄  ④　確認書類（いずれかに☑）  □　マイナンバーカード  □　健康保険被保険者証  □　（　　　　　　　　　　　　　　　　）  有効期限　　　　年　　月　　日  備考（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ②氏名 |  |
| ③生年月日 | 平成 ・ 令和  　　　　　年　　月　　日 |

注意事項

（１）本申請フォームへ申請できる方は、足タク利用者登録済みの方で１５歳以下（中学生以下）のお子様をお持ちの保護者に限ります。これから新規に利用者登録される方で割引券の交付を希望される方は、様式第１号より申請ください。

（２）割引券の交付対象は令和8年4月1日時点で15歳以下の子の保護者１人に対し１部交付します。お子様の人数ではありませんのでご注意ください。

（３）すでに割引対象者（ピンク色の利用者登録証）の方は交付対象外です。

（４）利用する際は、足タク利用者登録証を必ず持参ください。

（５）利用料金支払時足タク利用者登録証を提示のうえ本割引券を運転手へお渡しください。

（６）お子様と同乗する場合に割引券の利用が可能です（同乗しない場合は割引券の利用はできません）。

（７）割引券は令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に限り利用可能です。

（８）１乗車で利用できる割引券は１枚までです。

（９）その他足タクの割引き適用事由と併用はできません。

（10）割引券交付は年度内に一度のみです。追加発行や紛失時の発行は受け付けておりませんので大切に保管ください。

（11）換金等金銭にかえることはできません。